相続税申告

資料収集チェックリスト

　　　年　　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　０９０－８７３４－１９９１

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　どんなことでもお気軽にお問い合わせください

【本人確認・身分関係】

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 書類名 | 説明 | 取得方法 | 説明 | 預り | 返却 |
| １ | 相続人全員の番号確認と身分証明 | 〇マイナンバーカード（裏表）　　〇通知ｶｰﾄﾞと免許証（裏表）〇障害者手帳（あれば）〇在留カード（あれば） | こちらでお預かりできませんのでコピーをお持ちください。 |  |  |  |
| ２ | 相続人全員の電話番号と職業 | 申告書に記載欄があります。手書きのメモ､ラインでの連絡でかまいません。 |  |  |  |  |
| 3 | 相続人全員の利用者識別番号 | 電子申告に必要となる番号とパスワードです。（過去に電子申告をされている場合） | ない場合はこちらで取得いたします。 |  |  |  |
| ３ | 被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本等 | 名義変更にも使います。原戸籍（はらこせき）とは違います。 | 市区役所・町役場必ず、出生から死亡までの連続した戸籍をくださいと窓口でお願いいたします |  |  |  |
| ４ | 被相続人の住民票の除票 | 死亡した時の住所地で作成。（本籍地の記載があるもの） | 市区役所・町役場－マイナンバーの記載は不要－（郵送も可） |  |  |  |
| ５ | 相続人全員の戸籍謄本 | 被相続人の死亡時点での戸籍に入っている相続人様は、新たに取得しなくてもよいです。 | 市区役所・町役場 |  |  |  |
|  | 書類名 | 説明 | 取得方法・場所 | 説明 | 預り | 返却 |
| ６ | 相続人全員の住民票 | 本籍地の記載のあるもの | 市区役所・町役場 |  |  |  |
| ７ | 相続人全員の印鑑証明書 | 遺産分割協議書への添付書類です | 市区役所・町役場 |  |  |  |
| ８ | 法定相続人情報 | 戸籍の代わりとなる書類です。こちらは必要種類ではありません。取得されている場合は提出お願いいたします。 | 法務局相続人関係が複雑な場合は取得をお願いすることもあります。 |  |  |  |
| ９ | 被相続人の戸籍の附表 | 住所の移り変わりを確認します。（相続時精算課税、ホームに入居で小規模の適用の場合に必要となります） | 市区役所・町役場 |  |  |  |
| １０ | 被相続人の戸籍の附表 | 相続時精算課税、家なき子特例の場合に必要 | 被相続人の戸籍の附表 |  |  |  |
| 11 | 遺言書 | あればコピーをお願いします。 |  |  |  |  |
| １２ | 分割協議書 | 分割協議書でなくてもどのように分けるのかを記載したもの等。 |  |  |  |  |
| １３ | 被相続人の過去３年分の確定申告書 |  |  |  |  |  |
| １４ | 過去の相続税の申告書 | 今回の相続財産の中に、過去相続によって取得された財産がある場合には、その申告書をご用意ください。 | 過去10年以内の場合には一定の控除があります。 |  |  |  |

【土地・建物関係】

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 書類名 | 説明 | 取得方法・場所 | 説明 | 預り | 返却 |
| １ | 登記簿謄本（全部事項証明書） | ない場合はこちらで準備いたします。（実費はお客様負担） | 法務局 |  |  |  |
| ２ | 公図の写し | ない場合はこちらで準備いたします。（実費はお客様負担） | 法務局 |  |  |  |
| ３ | 固定資産税評価証明書 | 毎年４月市役所から頃送られてきます。 | 被相続人の戸籍の附表 |  |  |  |
| ４ | 名寄せ台帳（固定資産台帳） | 持っている不動産の一覧表 | 市区役所・町役場 |  |  |  |
| ５ | 賃貸借契約書 | 土地や建物を貸している場合に必要です。 |  |  |  |  |
| ６ | 農業委員会の証明書 | 農地による | 市区役所・町役場 |  |  |  |

【保険関係】

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 書類名 | 説明 | 取得方法・場所 | 説明 | 預り | 返却 |
| １ | 生命保険金 | 支払通知書 | ご契約の生命保険 |  |  |  |
| ２ | 入院保険 | 支払通知書 | 法務局 |  |  |  |
| ３ | 火災保険 | ご自宅の火災保険に被相続人が加入している場合 | ご契約の損保会社に亡くなった時点で解約した場合における返戻金額を書面でお願いしますとご連絡ください。 |  |  |  |
| ４ | 学資保険など保険金の支払いがないが被相続人が支払って積み立てているもの | 相続開始時点での解約返戻金額で評価します。 | ご契約の保険会社 |  |  |  |

【会社関係】

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 書類名 | 説明 | 取得方法・場所 | 説明 | 預り | 返却 |
| １ | 退職金 | 支払通知書 | お勤めの会社 |  |  |  |
| ２ | 未払いの給与・賞与 | 給与明細 | お勤めの会社 |  |  |  |
| ３ | 持ち株会の株 | 持ち株会からの資料 | 持ち株会 |  |  |  |
| ４ | 会社が契約してくれていた保険 | 支払通知書 | ご契約の保険会社 |  |  |  |

【上場株式・投資信託関係】

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 書類名 | 説明 | 取得方法・場所 | 説明 | 預り | 返却 |
| １ | 証券会社の預かり証明書（残高証明書）被相続人の死亡日現在の預かり証明書を取得してください。 | ご依頼の際に相続開始日及び相続開始日を含む過去三か月分の各月の平均終値単価がわかる情報を残高証明書に記載していただくようにお伝えください。 | ご契約の証券会社 |  |  |  |
| ２ | 登録証明書（残高証明書） | 端株、単元未満株式などの有無を確認します。 | ご契約の信託銀行等被相続人の死亡日現在の残高証明 |  |  |  |
| ３ | 配当金の支払通知書 | 相続開始後に受取る配当に関するもの。 | お手元にあるものをご用意ください。 |  |  |  |
| ４ | ５年間の取引明細 | 顧客口座元帳（顧客勘定元帳） | ご契約の証券会社 |  |  |  |
| ５ | 残高証明書 | 投資信託、公債・社債、外資預金やその他ファンドなどの金融商品に関するもの | ご契約の金融機関被相続人の死亡日の解約価額の残高証明を証券会社にお願いしてください。 |  |  |  |

【非上場株式関係】

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 書類名 | 説明 | 取得方法・場所 | 説明 | 預り | 返却 |
| １ | 過去３期分の決算書（勘定内訳書等の添付書類を含む）、税務申告書（法人税、地方税、消費税等）の写しをご用意下さい。 | さらに必要な書類がある場合はご請求させていただきます。 |  |  |  |

【現金預金関係】

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 書類名 | 説明 | 取得方法・場所 | 説明 | 預り | 返却 |
| １ | 手持ちの現金 | 被相続人の亡くなった時の手持ちのお金（お財布や自宅に保管している現金） | 亡くなる直前に、多めに金額を引き出されることはよくあります残金をお知らせください。 |  |  |  |
| ２ | 預金の残高証明書 | 被相続人がお亡くなりになった日における各銀行、信用金庫などの残高証明書 | 相続人であることを証する書類の提出が必要となります。ネットバンキングなどの場合はパソコンからの依頼になることもあります。 |  |  |  |
| ３ | 既経過利息計算書 | 定期預金の利息計算書です。 | お取引の金融機関へお問い合わせ下さい。通常は上記１の残高証明書を依頼する際に、「既経過利息」を記載するよう金融機関に依頼することで、残高証明書に記載してもらえることがほとんどです。 |  |  |  |
| ４ | 過去5年～１０年分の通帳定期預金の証書 | 過去の通帳がない場合は金融機関にて取引明細を発行できます。 |  |  |  |
| ５ | 名義預金 | 配偶者や子供、孫の名義で積み立てた預金などは被相続人の財産とみなされます。 |  |  |  |

【その他財産】

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 書類名 | 説明 | 取得方法・場所 | 説明 | 預り | 返却 |
| １ | 車両（農機具など） | 購入時の金額・日時などから減価償却して現在の価値を求めます |  |  |  |  |
| ２ | 未収の給与・賞与・地代家賃・還付される税金や高額療養費の還付分 | 市民税や介護保険料等も戻ることがあります。 | 市役所やお勤めの会社などからお知らせが届きましたらお知らせください。 |  |  |  |
| ３ | 金銭的な価値のあるもの | ゴルフ会員権、骨董品、貴金属や趣味のグッズ等 | 専門家による鑑定が必要となる場合があります。 |  |  |  |
| ４ | 貸付金や前払金 | 金銭消費貸借契約書や残高のわかるもの｡ |  |  |  |

【３年以内贈与】

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 書類名 | 説明 | 取得方法・場所 | 説明 | 預り | 返却 |
| １ | ３年以内に贈与を受けている場合 | 贈与税の申告書を提出している場合は申告書の提出 | 紛失の場合は税務署で確認できます。 |  |  |  |
| ２ | 過去に精算課税による贈与を受けている場合 | 不明の場合は税務署での確認が必要となります。 |  |  |  |  |
| ３ | 配偶者の特例で居住用財産の贈与を受けている場合 | 贈与時の申告書のコピー。 | 紛失の場合は税務署で確認できます。 |  |  |  |
| ４ | 遺贈者がいる場合の贈与 | 遺贈者がいる場合も贈与を受けているか確認が必要 | 聞き取り・他通帳などで確認 |  |  |  |

【債務・葬式費用】

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 書類名 | 説明 | 取得方法・場所 | 説明 | 預り | 返却 |
| １ | 未払いの費用 | 入院費用や携帯電話代など。被相続人の亡くなった日に未精算の費用は全て債務になります。 | 領収書など保管をお願いします。未払いの税金なども債務に含まれます。 |  |  |  |
| ２ | 借入金（金融機関・他から） | 被相続人が亡くなった日の残高のわかるもの |  |  |  |
| ３ | 葬式費用 | 葬式費用は必ず明細も必要となります。 |  |  |  |
| ４ | お寺へのお布施 | お寺へのお布施は領収書などない場合はお寺にご連絡ください。初七日の費用は含まれません｡ | 　葬儀費用と初七日費用がわかるように書くようにお願いしてください。 |  |  |  |

【準確定申告】

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 書類名 | 説明 | 取得方法・場所 | 説明 | 預り | 返却 |
| １ | 準確定申告に必要な資料 | 準確定申告の業務もご依頼されるお客様は下記資料についてもご用意下さい。〇年金・給与等の源泉徴収票〇生命保険・地震保険の控除証明書〇社会保険料（国民健康保険等）の控除証明書〇事業所得がある場合は収入・経費に関する書類〇医療費の領収書（セルフメディケーションを含む）〇土地・建物・株式等の譲渡がある場合はそれに関する書類一式〇証券会社の預り証明書、決算書など |  |  |  |